

議案第29号

佐野市水道事業給水条例の改正について

佐野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐野市水道事業給水条例（平成17年佐野市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第7条第2項中「竣工」を「しゅん工」に改める。

第14条第3項中「亡失又はき損した」を「亡失し、又は毀損した」に改める。

第27条第1項第2号中「竣工」を「しゅん工」に改める。

第31条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第33条の見出し中「切り離し」を「切離し」に改め、同条中「切り離しする」を「切り離す」に改める。

第34条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

水道法の改正に伴い「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市水道事業給水条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、管理者が法第16条の2第1項の指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）を通じ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、<u>工事竣工</u>後に管理者の検査を受けなければならない。</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを<u>亡失又はき損した</u>場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第27条 手数料は、次の区別により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事の<u>竣工</u>検査をするとき。</p> <p>1件について 500円</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、管理者が法第16条の2第1項の指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）を通じ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、<u>工事しゅん工</u>後に管理者の検査を受けなければならない。</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを<u>亡失し、又は毀損した</u>場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第27条 手数料は、次の区別により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事の<u>しゅん工</u>検査をするとき。</p> <p>1件について 500円</p>

(3)～(6) (略)

2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の切り離し)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離しすることができる。

(1)・(2) (略)

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2)～(4) (略)

(3)～(6) (略)

2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の切り離し)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) (略)

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2)～(4) (略)